

六ヶ所村風力開発株式会社「六ヶ所村風力発電所リプレース事業 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和7年6月3日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

当省は、六ヶ所村風力開発株式会社「六ヶ所村風力発電所リプレース事業 環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、六ヶ所村風力開発株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた六ヶ所村風力開発株式会社は、同条第2項の規定に基づき、青森県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

1. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計画段階環境配慮書受理	令和2年6月19日
環境大臣意見受理	令和2年8月28日
経済産業大臣意見発出	令和2年9月14日

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	令和2年11月19日
住民意見の概要等受理	令和3年1月29日
青森県知事意見受理	令和3年4月27日
経済産業大臣勧告発出	令和3年5月14日

＜環境影響評価準備書＞

環境影響評価準備書受理	令和5年2月15日
住民意見の概要等受理	令和5年4月17日
青森県知事意見受理	令和5年8月8日
環境大臣意見受理	令和5年8月18日
経済産業大臣勧告発出	令和5年11月9日

＜環境影響評価書＞

環境影響評価書受理	令和7年5月12日
環境影響評価書確定通知	令和7年6月3日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、植田
電話03-3501-1742（直通）